

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

応急仮設住宅の存続可能期間の延長について（技術的助言）

貴職におかれましては、建築基準法の円滑な施行に向けた取組にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

本日、「平成二十三年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が閣議決定され、平成23年6月1日に公布・施行を予定しているところです。

本政令の施行により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第7条が東日本大震災に適用されることとなり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項及び第4項により最長2年3ヶ月となっている応急仮設住宅の存続期間について、特定行政庁が許可を行うことでさらに1年ごとの延長が可能となります。

貴職におかれましては、これに留意の上、適切な運用をお願いいたします。また、管内の特定行政庁に対しても、この旨周知をお願いいたします。

なお、応急仮設住宅で生活している被災者の方々の不安解消の観点から、必要に応じて応急仮設住宅の存続期間が延長できることとなった旨、住民の方々に周知を図られますよう併せてお願いいたします。